

# 平成24年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年10月19日〔金曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
会長職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
"	2 番	日笠山 隆
"	5 番	長田 實美
"	6 番	白河 澄雄
"	7 番	古田 洋美
"	8 番	浦口 幸夫
"	9 番	脇田 峰生
"	10 番	石寺 政和
"	11 番	岩本 延男
"	12 番	下園 茂
"	13 番	南 重徳
"	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農業振興地域計画変更(除外)申請について

議案第3号 農地法第4条に係る許可申請について

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

6. その他

11月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成24年10月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆様、お早うございます。ただ今から、10月の定例総会を始めさせていただきます。さて、今月の15・16日には、以前からお知らせをしておりました、本市での19市県下各市農業委員会連絡協議会が、台風接近で心配されましたが、何とか無事に終了することができました。全19市の農業委員会と、熊毛支庁、農政普及課、県農村振興課、県農業会議のご参加をいただきまして、総勢53名の協議会、また、行政視察ということで、おおむね計画通り、成功裏に終始できたのではないかと考えております。

さて、来る21日には、選挙管理委員会主催の白ばらグランドゴルフ大会が開催されます。地域での行事も多い時期かと思いますが、是非、ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、11月は、全国農業新聞、農業者年金の推進月間となっております。農業者新聞につきましては一人二部、農業者年金につきましては、一人一件、加入推進に向け頑張ってくださいますよう、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今から、10月定例会を開催いたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長をお願いいたします。

- 議 長     それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。  
【異議なしの声あり】
- 議 長     それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。9番の脇田委員と10番の石寺委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。
- 議 長     続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局     はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。  
今月は、賃貸借権の設定が2件で、所有権の移転が4件、合計6件の申請になります。  
まず、番号1番についてであります。これは、国上、桜園地区の農地でありまして、台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積2,500㎡を、10a当たり10,000円で、5年間、賃貸借しようとするものであります。  
その下の番号2番につきましては、住吉、深川地区の農地でありまして、台帳・現況地目ともに田、1筆、面積968㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。売買金額につきましては、全体を350,000円ということであります。  
その次ぎの番号3番であります。これは、榕城、上之原地区の農地であります。台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積532㎡を、贈与により所有権移転しようとするものであります。  
番号4番であります。これは、立山小学校の上にある農地であります。台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積1,069㎡を、10a当たり10,000円で、6年間、賃貸借しようとするものであります。  
2ページをお願いします。番号5番であります。これは、現和、浅川地区の農地であります。台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積1,127㎡を、親から子へ贈与により所有権移転しようとするものであります。  
その下の番号6番であります。これは5番の農地と同じ物件であります。農業者経営委譲年金の特定処分農地で、親から子へ贈与し、その後、第三者に売買するものです。売買金額につきましては、全体を480,000円ということであります。  
以上、本件の番号1番から番号6番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。
- 議 長     事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。
- 2 番     はい、2番です。まず、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番につきまして、ご報告させていただきます。貸人は、国上、桜園地区に住んでおられる82歳の方であります。長年、農業をしておられましたが、高齢により農業を廃止するため、農地を貸そうとするものです。借り人は、榕城、東町に在住する、主に、ウコンと安納いもを作付する73歳の方であります。申請地は、旧桜園公民館の隣の畑になります。現在、鹿除けの網を張りまして、安納芋を栽培しております。圃場は、前よりもよく耕作されております。以上、特に問題はございません。
- 14 番     はい、14番です。番号2番につきまして、調査の結果について、報告させていただきます。譲渡人は、榕城、納曾にお住いの71歳の方で、譲受人は、住吉、深川にお住いの65歳の方であります。

地目は田で、面積968㎡。譲受人の田は道がなくて、譲渡人の田を通してもらって作付をされていたようです。そのため、前からこの土地を取得したいという気持ちがあったようで、この度、その願いが叶いまして、買うことになったということです。場所は、深川の国道から基幹農道へ入ったすぐ左の田であります。譲渡人は、元々、この地区の出身の方ですが、高齢のため耕作もできなくなったということで、今回の売買になったということでもあります。また、譲受人の耕作要件には何ら問題はないと思います。委員の皆さんのご審議方よろしくお願いいたします。

3 番 はい、3番です。番号3番につきまして、調査の結果について、報告させていただきます。譲渡人、譲受人、双方確認の結果、間違いございませんでした。贈与による所有権移転であります。土地の面積は、532㎡であります。このうちの2aほどが農道沿いになりまして、そこには安納いもを作付しておりました。残りの3aは一段低いところになりまして、耕作するには道路もなく、バナナの木を植えておりました。また、周りは山林化しておりまして、作業機械もなかなか入りにくいところでありました。以上です。

5 番 はい、5番です。番号4番の土地についてご説明いたします。10月12日に、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)立会いの下に、現地調査を実施いたしました。先ず、貸人についてですが、この方は市内にお住まいでありまして、現在、農業はやってなくて、農地はほとんど他人に貸しているとのことでした。借人の51歳の方は、一昨年、神奈川県の方から帰郷されまして、今、漁協の仕事もやっていますが、農業を始められて2年くらいということでした。今、サトウキビを作付しております。この土地の面積につきましては、1,069㎡となっております。畦畔が高く、植栽面積はそれよりも狭い感じがしております。しかし、貸人が10aということなので、10a、10,000円で了解して、借りているとのことでした。この借人は、他にも2件ほど農地を借りまして、農業をやっている方です。

8 番 はい、8番です。2ページの番号5番及び6番についてにつきまして、調査の結果について、報告させていただきます。番号5番の土地は、現和字柳ノ俣、面積は1,127㎡。これは、親から子へ贈与により所有権を移転するものであります。場所は浅川集落内を通り過ぎて、坂を上がりきった左手の畑であります。

次に、6番につきましては、5番と同じ畑で、先程、事務局の説明もありましたとおり、親から贈与されたものを売買により所有権移転するものであります。譲受人は、園芸作をされる方で、これから先も、スナップエンドウなどを作っていきたいということでした。現地で双方確認し、申請通り間違いございませんでした。

議 長 ただ今、番号1番から番号6番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。  
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号6番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案の「農業振興地域計画変更(除外)申請について」を議題といたします。先ず、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。3ページをお開きください。議案第2号、「農業振興地域計画変更(除外)について」であります。今月の農業振興地域計画変更は、「除外」が2件であります。

番号1番は、申請人は、(株)ソフトバンクモバイルです。申請理由は、携帯電話の通話品質改善及び通話エリア拡大のために、無線基地局を新設したいということです。本申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地であるため、農振除外について、市長より意見を求められているものです。

現状につきましては、平成7年に圃場整備済みの土地でありまして、農地法施行規則第53条第13項の、農地の転用の制限の例外でありまして、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」は許可不要でありまして、これに該当するものであります。

番号2番につきましては、JA物流拠点施設建設のための除外申請であります。申請地は、本立地区の、西之表字池之小田、下ノ山にある2筆です。現況地目は、宅地となっております。申請理由といたしましては、「本島の基幹産業である農業の振興を図って行くため、物流拠点施設を基幹道路に面した管内の物流集配の効率化に資する場所に整備を行い、農家戸配送の一元化並びに在庫品の集中管理及び供給の拠点施設として管内集配の効率化及び適正化を図り、生産者への負担軽減を図る。」ということであり、以上で説明を終わります。

議長 　ただ今第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1番、2番について、事務局から詳しく説明がありました。なお、これにつきましては、先日、18日に、現地調査が行われております。雨風の強い日でありましたが、調査委員となられて皆様には大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長の説明を求めます。

8番 　はい、8番です。先日の18日、木曜日に、私と6番、白河委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の、「農業振興地域計画変更（除外）について」、ご報告いたします。今回は、2件の申請であります。資料は3ページをお願いいたします。

　まず、番号1番についてであります。現地は、上之原地区の、西之表字南松野隅であります。先ほどの事務局のご説明にもありました通り、認定電気通信事業者の（株）ソフトバンクモバイルによる携帯電話無線基地局の新設ということですが、転用許可不要事案であります。本申請地は、農業振興地域の農用区域内の農地であるため、農振除外について、市長より意見を求められているものです。

　この場所につきましては、上之原の春田商店さんから横山地区に抜ける市道の真中付近の、左上の畑になります。申請地周辺は、現所有者の農地のみで、周辺農家の営農条件に与える影響はないものと考えます。また、ここは畑かんの給水管が通っておりますが、土地改良区との事前協議で、管の敷地外移設で協議ができております。調査員全員の協議の結果、県、市農林水産課との協議も整っており、除外については問題はないものとの結論に至りました。

　続きまして、番号2番についてであります。現在、市街地にあるJAの物流拠点施設の移転につきましては、以前から聞いておりましたが、この度、榕城、本立地区にあるJA野菜集出荷施設隣地の申請地に決まったそうです。

　本申請はJAの物流拠点施設を建設するため、農振地除外を申請するものであります。市有地をJAに貸しているものであります。ちょうど字界になっており2筆に分かれております。1筆は、西之表字池之小田、台帳面積9,474㎡のうち1,676㎡、もう1筆が、西之表字下ノ山、台帳面積16,651㎡のうち1,394㎡です。

　申請地は、現況は宅地ですが、以前、JAの野菜集出荷施設を建設する必要から、農振地域に編入されておりましたが、今回は、物流施設建設ということで、その敷地に係る部分を農振農用区域から除外しようとするものであります。農家戸配送の一元化により、農家への物流サービスの向上を目指すものであり、調査員一同、除外を認めるべきとの意見の一致をみております。以上、調査結果についてご報告いたします。委員各位のご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長の方から第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1から2番について、詳しい説明がございましたが、担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

3番 　はい、3番です。1番につきまして、今、事務局並びに調査委員長の方から詳しくご説明がありました通りであります。県、農林水産課、土地改良区との協議も整っており、問題はないと思います。委員の皆様方のご審議方をよろしくをお願いいたします。

13番 　はい、13番です。番号2番につきまして、ただ今、事務局並びに調査委員長の方から詳しくご説明がございましたが、JAの物流施設建設のため、農振地域内の宅地を農振除外しようとするものであります。農業用施設だけであれば除外は必要ではないが、生活物資等の商業的な経済活動要素も入るので、除外が必要になるという判断で、本申請に至ったようで、この点を補足しておきます。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1並びに2番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

2番 　2番です。番号2番の土地ですが、JA物流拠点施設ができるということですが、申請地が、二つの字にまたがり2筆となっておりますが、二つの施設ができるんですか。

8 番 はい、8番。その点につきましては、施設は一棟の計画であります。その中に、農業用の物流拠点施設と生活物資等の商業的な経済活動要素の施設ができると聞いております。

13 番 はい、13番です。申請地は二つの字にまたがっておりまして、字界が中に入っている関係から、2筆となっているものです。

2 番 分かりました。

議長 5番委員（農協選任）、この物流施設の概要について、教えてください。

5 番 はい、5番です。JAの物流施設につきましては、民間会社の倉庫等も借り上げまして、現在、数か所に点在しております。そういう関係から、なかなか資材の集中管理ができにくい状況でありました。5年ほど前から始めました合併協議の中で、資材の集中管理をすすめ、人件費に係る経費の縮減、組合員の要求の合理化、コスト削減等の課題を解決するために、物流センターの建設について検討してまいりましたが、場所問題等を含め、これまでもいろいろな変遷がありました。

そういう中で、現在のところ、市有地がありまして、ここを借用し物流施設を作らせていただくという計画になりました。これは、国の特別交付金事業を活用するものですが、昨年度申請をし、その内容が採択基準に合致するという事で今年度認められ、この度、建設の運びとなりました。来年度の3月までに、完成する予定であります。近い内に、入札による業者選定が始まると思います。なお、建築面積につきましては、1,500㎡以内が基準となっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、他に、質疑、ご意見はございませんか。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1番、番号2番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全員挙手）

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、2号議案の「農業振興地域計画変更（除外）申請について」の番号1番、番号2番につきまして、原案どおり承認し、市長に意見を送付いたします。

議長 続きまして、第3号議案の「農地法第4条に係る許可申請について」を議題といたします。

今月の「農地法第4条に係る許可申請について」は、今月は、2件であります。先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、4ページをお開き下さい。今月の4条申請は、2件であります。

先ず、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番についてご説明いたします。申請地は、住吉、浜之町地区の土地であります。字、番乙、803㎡、及び同番、1223㎡の2筆で、転用申請合計面積は、2,026㎡です。地目は、台帳・現況地目ともに田であります。

申請の理由といたしましては、再生可能なエネルギーである太陽光発電設備を設置して、長年にわたって、土地の有効利用を図りたいというものです。現地は、水利、災害等により長年、不耕作状態等であり、土地の条件といたしましては、農振外の第3種農地と判断しております。また、被害防除計画書、被害に関する契約書も添付されており、近隣周辺の営農条件に影響を及ぼす恐れもないことから、転用はにつきまして、問題はないものと判断しております。委員の皆様のご審議方をよろしく願います。

続きまして、番号2番につきましては、申請地は、安納の大平地区の土地であります。安納字、番、及び同番の2筆で、台帳・現況地目ともに畑、転用申請合計面積は1,607㎡です。

申請の理由といたしましては、現在の牛舎に近い申請地に、ロールを置くスペースを確保したいということでありまして、申請者は、畜産、安納いも等の工芸作物を経営する認定農家でありまして、その経営拡大のために、農振地域外の畑を、資材置き場として転用したいとこのことでありまして、土地の条件としましては、農業振興地域外の畑であり、第2種農地と判断しております。被害防除計画書、被害に関する契約書も添付されておりまして、畜産振興の施設であり、近隣周辺の営農条件に影響を及ぼす恐れもないことから、転用はにつきまして、問題はないものと判断しております。委員の皆様のご審議方をよろしく願います。

- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番、2番につきまして、詳しく説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。調査委員の皆様におかれましては、たいへんご苦労様でした。それでは、調査委員長の説明を求めます。
- 8番 はい、8番です。先日18日に、現地調査を致しましたので、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番、2番につきましてご報告いたします。
- 先ず、番号1番につきましては、鴨女町に事務所があります電気事業者の方が、住吉、浜之町地区の自己所有地の田、2筆に、太陽光発電施設を建設したいという転用申請であります。現地を調査しましたところ、不耕作地となっております。田として耕作するには水がなく、また、田として耕作せず、畑にしたとしても地が浅くて、現状でも石ころが見えている状況でありました。事務局の説明にもありましたが、農業振興地域外の第3種農地に該当するものと判断しております。
- 国の通達におきましても、第2・第3種農地につきましては、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー電気工作物等の設置が可能であるということになっております。このまま、不耕作状態にするよりは転用を認め、有効利用を図った方がよいとの調査員一同の意見の一をみたところです。
- 続きまして、番号2番について、ご説明いたします。申請人は、安納、大平地区の方であります。畜産の多頭飼育の認定農業者であり、また、後継者の方も意欲的に頑張っておられます。経営拡大のため、牛舎近くの畑にロール置場を作りたいという転用申請であります。土地の条件としましては、農業振興地域外の、集落内の畑でありまして、周辺営農条件へ影響を与えることもないものと思われまます。申請人の経営方針に沿い、畜産振興の点からも転用を認めるべきとの、調査員の意見の一致をみております。委員各位のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今、調査委員長の方から、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請」の番号1番、2番につきまして説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。
- 1番 はい、1番です。「農地法第4条に係る許可申請」の番号1番につきましては、地区担当委員として意見を述べさせていただきます。ただ今、事務局並びに調査委員長から詳しくご説明があったとおりであります。申請地の地目は田であります。調査委員長の説明にもありましたが、水がなく、畑として無償で貸していたということです。地が浅く、石ころ交じりの土地で使い難いということで、2、3年前に返却され、耕作されず、耕作放棄地のような状態であったものです。この度、再生エネルギーの太陽光発電で有効利用をしようとするものです。何ら問題はないものと判断しておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。以上です。
- 4番(議長) それでは、2番につきましては、私の担当地域でありますので、ご説明させていただきます。調査委員長のご説明の通り、申請人は、畜産、青果用安納いも等を多角的に経営する認定農家の方であります。
- 現在、畜産では100頭規模の和牛生産農家を目標に経営拡大を目指しておられまして、後継者の方も意欲的に頑張っておられます。この場所につきましては、申請人の自宅近くになりますが、現在、200㎡以内の許可不要農業用施設として、畜舎を建てておりますが、その前にロール置場が必要になったということで、ここが農地でありますので、今回、転用を申請するものであります。周辺営農にも影響を与えることもないものと判断しておりますので、委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番、番号2番につきまして、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 3番 はい、3番です。番号1番について、お伺いいたします。
- この申請面積は、2,026㎡となっておりますが、この太陽光発電施設は、全ての面積を利用するものですか。
- 事務局 それにつきましては、ソーラーが12基、207枚の1,195.23㎡、緑地帯が484.82㎡、管理道路268.60㎡、取り付け道路77.35㎡の申請となっております。
- 1番 ちなみに、発電量は、年間60,000kwとなっております。また費用額は、2,600万円ということです。

8 番 この償却期間は10年で、九州電力との売買契約は20年、1kw当たり、42円の  
買い取り価格で、年間2,520,000円の売り上げ見込みだそうです。

3 番 はい、分かりました。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。 【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第3号議案「農  
地法第4条に係る許可申請について」の番号1番、番号2番につきまして、原案のと  
おり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいた  
します。  
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号  
1、番号2番につきまして、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付  
することに決定いたします。

議 長 続きまして、第4号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月のあっ  
せんにつきましては、あっせん申し出の「売りたい」が4件、あっせん調書の「貸し  
たい」が1件の5件であります。先ず、事務局の説明方をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご説明いたします。5ページか  
ら7ページをお開きください。今月の「あっせん申出」は、「売りたい」という申し  
出が4件、「あっせん調書(貸したい)」が1件であります。

先ず、「売りたい」という申し出の3件につきましては、ともに、神奈川県にお  
住いの方からの申請であります。相続により、姉妹で、所有権を取得したものです。  
先ず、1件目であります。住吉、上能野地区にある土地であります。地目、田・1  
筆、743㎡、畑・3筆、4,070㎡、合計面積は、4,813㎡を標準額で売りたいとい  
うことでもあります。

次に、「売りたい」という申し出の2件目は、これも住吉、上能野地区にある土地  
であります。地目は田・1筆、233㎡、畑・3筆、2,813㎡、合計面積は、3,046  
㎡です。この土地を、標準額で売りたいということでもあります。

続きまして6ページをお願いします。6ページ最初の「売りたい」という申し出の  
3件目は、これも住吉、上能野地区にある土地であります。地目は田・1筆、357  
㎡、畑・3筆、2,413㎡、合計面積は、2,770㎡です。この土地を、標準額で売りたい  
ということでもあります。

1件目から3件目まで、場所的には、住吉、上能野地区ですので、地区担当委員の  
14番・瀬川委員と、場所に近い、1番・中野委員にあっせん方をお願いしたいと思  
います。連絡先は、上欄に書いてありますので、どうぞよろしくお願いします。

次の、「売りたい」という申し出の最後の4件目は、現和、川氏地区にある土地で  
あります。地目は、畑・4筆の10,197㎡に、山林・2筆、1,910㎡で、合計面積  
は、12,107㎡です。この農地を、山林も含めて標準額で売りたいということであり  
ます。農地外の山林も入っているわけですが、申し出人は、農業を廃止して、財産を  
一括処分したいということでもありますので、よろしくお願いいたします。場所的に  
は、現和、川氏地区でありますので、地区担当委員の12番・下園委員と、場所に近  
い、8番・浦口委員にあっせん方をお願いしたいと思えます。連絡先は、上欄に書い  
てありますのでよろしくお願いします。

次に、7ページをお願いいたします。これは、9月定例総会で出された「あっせん  
申し出(貸したい)」のあっせん成立に伴う「あっせん調書」であります。

現和、西俣地区にある田・2筆、面積、2,719㎡を標準賃借料で6年間、貸したい  
ということでありました。この度、西俣の有畜農家で認定農家の方へのあっせんが、  
成立しております。短期間のうちのあっせん成立であり、担当されました浦口、下園  
両委員の両委員におかれましては、本当にご苦労様でした。以上で「あっせん調書」  
についての説明を終わります。

議 長 はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」の「あっせん申し出」並びに  
「あっせん調書」につきましては、事務局の説明は終わりました。

あっせん申し出の「売りたい」の1件目から3件目までは、場所が、住吉、上能野  
地区にある土地であり、地区担当委員の14番・瀬川委員と、場所に近い、1番・中野  
委員にあっせん方をお願いしたいということでもあります。

また、「売りたい」の最後の4件目につきましては、場所が、現和、川氏地区ですので、地区担当委員の13番・下園委員と、場所に近い、8番・浦口委員にあっせん方をお願いしたいということでありませう。あっせんを依頼されました委員の皆様は、大変ご苦労様ですが、これでよろしいでしょうか。

1 番  
14 番 はい、分かりました。あっせん件数も多くて、なかなか大変だと思ひますが、精一杯、あっせんに努めてみたいと思ひます。

12 番  
8 番 はい、分かりました。山林も含んでおりますが、あっせんに努めてみたいと思ひます。

議 長 次に、あっせん調書の「貸したい」の1件につきましては、先月、9月3日に「あっせん申し出」があった分であります。短期間の間に、あっせんが成立し、貸人の希望通り、畜産を営する認定農家への貸借が成立してあります。あっせんに当たりました、8番の浦口委員、12番 下園両委員には、大変ご苦労様でした。

議 長 それでは、続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。第5号議案「農地利用集積計画」 利用権の設定です。資料は、1-1ページをお開きください。

期間が、平成24年11月1日から平成26年4月30日の1年6ヵ月間、地目・畑、面積69,822㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者10人です。

これは、(財)鹿児島県地域振興公社が、農地保有合理化事業により貸し付けるものでありまして、古田、二本松地区の茶団地造成地区の畑、合計面積69,822㎡を売渡しまでの一時利用として1年6ヵ月間、利用権を設定するものです。一時利用権を受けるものは、古田、番屋峯地区の茶生産組合員10名であります。

その次であります。期間が平成24年11月1日から平成27年10月31日の3年間、地目・畑、面積1,874㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。これは、更新分になります。

その下であります。期間が平成24年11月1日から平成29年10月31日の5年間、地目・畑、面積418㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

最後になります。期間が平成25年1月1日から平成30年12月31日の6年間、地目・田、面積2,719㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

次に、1-2ページをお願いいたします。これは、計画総括表(経営面積等)であります。

内容につきましては、1-3ページから1-15ページをご覧ください。

次に2の1ページをお開きください。

これにつきましては、所有権の移転です。今回は2件の申請がありました。平成24年10月25日に所有権の移転をしようとするものです。畑・2筆、16,512㎡であります。

次に2の2ページをお開きください。 計画総括表(経営面積等)です。

内容については、2-3ページから2-6ページになります。先ず、2-3ページの、1番です。榕城、中野地区にお住いの方の土地を、農業生産法人の(有)西田農産へ売買するものです。畑1筆、面積は、実測で、14,000㎡の畑を、全体を2,500,000円で所有権移転しようとするものであります。

次に2-5ページの2番であります。現和、西俣地区にお住いの45歳の方の畑1筆、面積2,512㎡を、同じく農業生産法人の(有)西田農産へ売買するものです。売買価格は、全体で1,167,000円です。



以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 　ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「利用権の設定」についてと「所有権の移転」についての詳しい説明がありました。先ず、「利用権の設定」の整理番号1番の方から、担当委員から補足説明があればお願いたします。

11番 　はい、11番です。「利用権の設定」についての、整理番号の1から10番までは、私の担当地区でありますので説明させていただきます。これにつきましては、13日に、現地調査を実施いたしました。先に事務局のご説明にもありました通り、(財)鹿児島県地域振興公社が、古田、廣掛地区の茶団地造成地区の畑、合計面積69,822㎡を、平成24年11月1日から平成26年4月30日の売渡しまでの1年6カ月間、古田茶生産組合に属する茶専業認定農家10名に、一時貸付けするものです。

場所は、西之表～中種子線の平松地区から、安城地域に入り、右に、6km位上がったところになります。

先ず、番号1番について説明いたします。借り手は、古田地域在住の38歳の認定農家です。畑は、2筆で、面積は、5,522㎡です。1筆には、茶の幼木が植えられ、もう一筆は、植え付け準備中であります。

2番につきましても、古田地域在住の60歳の認定農家です。畑は、2筆で、面積は6,853㎡。2筆とも、茶の幼木が植えられております。

番号3番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の45歳の認定農家です。畑は、2筆で、面積は5,945㎡。1筆に、茶の幼木が植えられております。

番号4番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の55歳の認定農家です。畑は、2筆で、面積は7,112㎡。1筆に、茶の幼木が植えられております。

番号5番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の53歳の認定農家です。畑は、3筆で、面積は8,508㎡。現在、植え付け準備中であります。

番号6番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の71歳の認定農家です。畑は、1筆で、面積は4,256㎡。現在、植え付け準備中であります。

番号7番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の61歳の認定農家です。畑は、2筆で、面積は8,564㎡。2筆とも、茶の幼木が植えられております。

番号8番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の53歳の認定農家です。畑は、1筆で、面積は8,122㎡。3分の2程に、茶の幼木が植えられております。

番号9番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の52歳の認定農家です。畑は、1筆で、面積は8,048㎡。これは、現在、作付準備中です。

番号10番につきまして、ご説明いたします。古田地域在住の52歳の認定農家です。畑は、2筆で、6,892㎡であります。こちらも、作付準備中です。幼木が不足しておりまして、自分で育成中とのことでした。

なお、内容につきましては、1-3ページから1-12ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

8番 　はい、8番です。「利用権の設定」についての、整理番号11番について、ご説明いたします

1-13ページをご覧ください。西俣地区の田・1筆、面積は2,142㎡と、現和、上之町地区の田、1筆、面積は577㎡です。貸人は、高齢により農業廃止ということで、畑もすべて貸しておりまして、家の前の野菜畑1枚を作っている状況です。今回、残った田を、西俣地区の認定農家の方へ貸すもので、貸料は、年間、38,000円ということです。2筆のうち、1枚が5aと狭く、借りる方は、大型機械を持っているものですから、少し、難儀はするかもしれませんが、貸借が成立しております。

14番 　はい、14番です。「利用権の設定」についての、整理番号12番、整理番号13番について、ご説明いたします。12番の借り手の方は、住吉、上能野にお住いの、45歳の認定農家の方です。貸手の方は、現在、尼崎市にお住いの52歳の方で、畑・1筆、面積は418㎡を、5年間、年間、5,000円で貸すものです。

この畑は、借り人との割り畑になっておりまして、そのようなことで、借りるようになったということです。借り人は、スナップエンドウ、安納いもの園芸農家ですが、現在、この畑には、サトウキビを作付準備中であります。

続きまして、13番について説明いたします。設定を受ける者は、西之表にお住いの、56歳の認定農家の方です。設定をする者は、12番と同じ、現在、尼崎市にお住いの56歳の方です。畑・1筆、面積は、1,874㎡を、3年間、年間、18,000円で貸すものです。3年前に借入していたものですが、再び、更新することになりました。11日に、借り人と現地を確認いたしましたが、現在、サトウキビが植えられています。借り人は、サトウキビやジャガイモ等を作付している農家で、経営拡大のため、借り入れをするものです。また、12番、13番の尼崎市在住の貸し手の方とも、電話で確認いたしましたが、2件とも間違いはないとのことでありました。以上、ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、次に、「所有権の移転」についてご説明をお願いいたします。

11 番 はい、11番です。次に、「所有権の移転」についての整理番号1につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、2-2ページになります。

これにつきましては、先程の事務局のご説明にもありました通り、榕城、中野地区にお住いの方の土地を、本立地域にある農業生産法人へ売買するものです。

現地は、安城字木成。場所は、中割地域の万波橋がありますが、そのふもとを左に曲がったところにあります。台帳地目は、山林ですが、現況は、畑であります。台帳面積は、370㎡となっておりますが、実測は、14,000㎡であります。これを2,500,000円で売買しようとするものであります。この畑は、以前は別の農業生産法人が借りていたものですが、今回、この法人が取得することになり、安納いもを植えるとのことでした。これにつきましても、双方確認し、申請に相違はありませんでした。以上です。

12 番 はい、12番です。次に、「所有権の移転」についての整理番号2番について、ご説明いたします。申請地は、現和字下喜加野、西俣地内の土地であります。地目は畑・1筆、地積は、2,512㎡であります。15日に、譲受人立会いの下、現地を確認いたしました。譲受人は、1番と同じ、本立地域にある農業生産法人です。現在は、夏作を収穫したあとでありました。

譲渡人は、譲受人と同じ地域にお住いの、譲受人の法人に事務員として勤務されている、45歳の方であります。この方には、電話で確認したところではありますが、申請通り間違いないとのことでした。畑1筆、面積2,512㎡を、全体で1,167,000円で売買するものです。取得者の農業生産法人については、皆さんご承知のことと思えますが、経営農地は60haを擁し、経営拡大の意欲が旺盛な、法人であります。経営内容についても問題はないものと考えております。皆さんのご審議方、よろしくお願いいいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、利用権の設定の整理番号1番から13番、の所有権の移転の整理番号1番から2番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。

6 番 はい、6番です。整理番号1番から10番についてありますが、県地域振興公社が、農地保有合理化事業により一時貸し付けるものということですが、これは、名義は、将来とも公社のままでしょうか。それと、この造成地の元々の所有者はだれか、地目は、何であったのか、教えてください。

事務局 はいご説明いたします。これは、現在、県振興公社が造成をして所有しているものですが、現在、配分が終わり、取得予定者に売渡しまでの1年6ヵ月間、一時利用させるものであります。この造成地区は、前は2名の方の所有する山林でありましたが、それを県振興公社が取得して、茶団地として造成したものであります。

5 番 はい、5番です。同じく、利用権の設定の整理番号2番の方は、現在も元気で、自分で経営をされておりますか。

11 番 はい11番です。この整理番号2番の方についてですが、夫婦ともに元気で、経営に頑張っておられます。

5 番 はい、分かりました。ありがとうございます。

事務局 はいご説明いたします。これは、現在、県振興公社が造成をして所有しているものですが、現在、配分が終わり、取得予定者に売渡しまでの1年6ヵ月間、一時利用させるものであります。この造成地区は、前は2名の方の所有する山林でありましたが、それを県振興公社が取得して、茶団地として造成したものであります。

5 番 はい、5番です。同じく、利用権の設定の整理番号2番の方は、現在も元気で、自分で経営をされておりますか。

11 番 はい11番です。この整理番号2番の方についてですが、夫婦ともに元気で、経営に頑張っておられます。

5 番 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 他に、質疑、ご意見はございませんか。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がございました。それでは採決します①利用権の設定の整理番号1番から13番、②の所有権の移転の整理番号1番から2番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

事務局 全員の賛成でありますので、第5号議案、①利用権の設定の整理番号1番から13番、②の所有権の移転の整理番号1番から2番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 1、11月行事予定について説明。

議長 その他、意見はございませんか？.....(他、委員の意見はなし。)  
それでは、以上をもちまして平成24年10月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成24年10月19日

会 長 岡 高 弘 三

9 番 脇 田 峰 生

10 番 石 寺 政 和

